

秋田県告示第 5 5 7 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
令和 6 年12月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	羽後向田 館合線	雄勝郡羽後町田代字黒沢38番 6 地先から朴湊 112番 1 地先	26. 40～28. 00	0. 059
	新	羽後向田 館合線	雄勝郡羽後町田代字黒沢38番 6 地先から朴湊 112番 1 地先	13. 30～26. 80	0. 059

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 湯沢市千石町二丁目 1 番10号 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和 6 年12月20日（金）から令和 7 年 1 月17日（金）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）